

(案)

新駅駅前広場整備計画策定業務に係る要求水準書

1 業務の概要

(1) 業務名 新駅駅前広場整備計画策定業務

(2) 業務の目的

山形市では、地域公共交通計画における公共交通ネットワークビジョンにおいて、山形市南部の主要な交通結節点として「新駅」を位置づけ、「新駅」を路線バスやコミュニティバス等の端末交通との主要な乗り換え拠点とすることで、鉄道の利便性向上に加え、市南部に位置する病院や大学、商業施設等への移動ニーズに対応するネットワークの構築を目指している。

本業務は、新駅整備に伴う新駅駅前広場整備に向け、交通結節機能を確保し、目的地としての賑わい創出と魅力あるまちづくりを進めるために、公民連携手法の導入検討、必要用地面積検討などを行い、実現性の高い事業スキームを構築した整備計画の策定を目的とする。

(3) 業務の範囲（整備想定エリア）

山形市若宮一丁目地内（下部エリア図のとおり）



(案)

2 業務内容

(1) 新駅駅前広場整備想定エリアの整備イメージ及び用地取得手法の検討

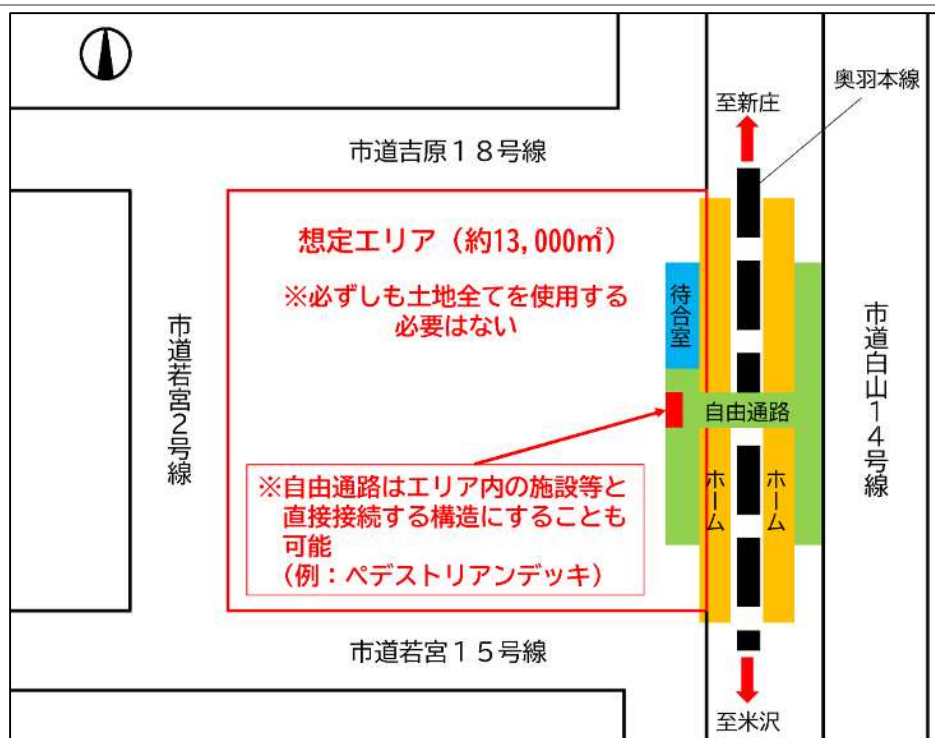
① 想定エリア整備イメージ及び交通結節機能の検討

地域住民や駅利用者が滞留したくなるような施設（公共施設、民間施設）や賑わいを創出するための工夫を検討し、具体的な想定エリアの整備イメージを作成すること。また、整備イメージを検討する際、下記の表に示す交通結節機能を確保することと、駅施設等に関しては、構造等詳細が未確定のため、下のイメージ図を参考にする。

交通結節機能	M u s t	B e t t e r
バス乗降場・・・2台	●	
タクシー乗降場・・・2台	●	
タクシー駐車場・・・2台	●	
自家用車乗降場（自家用車）・・・1台	●	
自家用車乗降場（身体障害者用）・・・1台	●	
短時間駐車場（自家用車）・・・4台	●	
短時間駐車場（身体障害者用）・・・1台	●	
駐輪場・・・173台	●	
パークアンドライド用駐車場・・・任意台数	●	
その他交通結節機能		●

【M u s t】交通結節機能として必ず整備すべきもの。上記の台数は、新駅利用者数を想定して最低限確保すべき台数を示しており、整備する施設や工夫によって、それ以上の台数が必要とする場合は、この限りではない。

【B e t t e r】上記の交通結節機能に加え、公共交通や駅前広場の利用を促進させるため、整備することがあれば提案書に記載すること。



(案)

②用地取得面積及び手法の検討

①で提案した整備イメージに伴う必要用地概算面積を算出すること。また、その必要用地を取得するにあたり、地権者（１者）との交渉に資する、業務支援及び必要書類作成を行うこと。

③新駅の暫定利用に向けた用地取得面積及び手法の検討

新駅の位置が確定した際には、駅前広場の整備が新駅の開業に間に合わないことが考えられるため、新駅を暫定利用するための最低限の必要用地面積とその取得手法（土地収用法等）について検討し、業務支援及び必要書類作成を行うこと。

④用途地域・地区計画の見直し及び都市計画決定に係る支援等

上記の土地利用に合わせた都市計画決定（立体区域指定など）及び用途地域・地区計画の見直しについて検討し、手続き等に係る必要書類作成等について支援すること。

（２）新駅及び新駅駅前広場整備における費用便益比（B/C）の算出

公共交通課で令和７年度に実施した委託成果を用いて、新駅及び新駅駅前広場整備事業における費用便益比の算出を行うこと。なお、（１）で検討したその他の交通結節機能及び交通結節機能以外の施設は考慮しないものとする。

（３）新駅駅前広場整備における情報・意見収集の実施

①情報収集、調査、分析

先進事例・類似事例に関する情報収集、調査、分析を行うこと。

②意見収集方法・時期の検討

SNSを活用したアンケート、デザインワークショップ、地元学校との連携等、効果的で幅広い地元意見を収集するための実施方法や実施時期について検討する。

（４）関係機関との協議

①新駅整備事業及び新駅駅前広場整備事業との連携及び調整支援等

新駅整備事業及び新駅駅前広場整備事業の検討状況に合わせ、駅舎や自由通路、駅前広場、人の導線、景観等について東日本旅客鉄道株式会社と調整を必要に応じて行うこと。

②必要に応じて、地下埋設物管理者、道路管理者、水利権者、警察、消防等の関係機関との調整等を支援すること。

（５）打合せ

事業を円滑に行うため、市と適宜打合せを行うこと。

（６）事業スキームの策定

①事業スキームの作成

行政、東日本旅客鉄道株式会社、地権者、民間事業者の役割分担、事業手法、法規、財源、公民連携、用地取得、補償など当事業に関する事項を明確にした事業スキームを作成すること。

②財源確保に向けた業務支援

上記で検討した財源を確保するための手続き等に係る必要書類作成等について支援すること。

(案)

3 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 成果物

- (1) 業務報告書 2部(正本1部、副本1部)
- (2) 上記電子媒体(DVD等) 1式

5 その他

- (1) 本書に明記のない事項、または作業の過程において内容もしくは解釈について疑義が生じた場合は、両社協議のうえ、市の指示に従って作業するものとする。
- (2) 本業務は市の検査を受け、合格したものをもって完成とするが、完成後においても、成果品に誤りが発見されたときは、受託者の責任において、速やかに訂正することができる。